

|           |       |  |
|-----------|-------|--|
| 令和5年6月14日 |       |  |
| 資料提供      |       |  |
| 担当課       | 知事部局  | 監察査察課 石井(内2136) 住本(内2115)<br>直通Tel073-441-2136 |
|           | 教育委員会 | 総務課 味村(内3668、直通Tel073-441-3640)                |

## 不正行為等通報の受理・処理状況について

令和5年5月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。))の業務に係るもの及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。))の業務に係るものについて、概要を公表します。

### (知事部局)

#### 1 知事部局の通報の件数

##### (1)通報者別

| 通報者 | 件数(件) |
|-----|-------|
| 県民等 | 0     |
| 匿名  | 3     |
| 職員等 | 0     |
| 計   | 3     |

##### (2)通報方法別

| 通報者    | 件数(件) |
|--------|-------|
| 電子メール  | 2     |
| 郵便・FAX | 1     |
| 面談     | 0     |
| 電話     | 0     |
| 計      | 3     |

#### 2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

| 通報内容   | 処理状況   |
|--|--|
| ① 時差出勤(早出)をしている職員が、超過勤務をし、超過勤務手当が支給されるのは制度としておかしい。   | 不受理とし、担当課へ情報提供した。  |
| ② ある中学校教員が、生徒及び保護者に対して粗暴な言動をしている。  | 不受理とし、教育委員会に回付した。  |
| ③ 和歌山県屋外広告物条例に定める屋外広告物講習会が近畿の自治体で持ち回り開催されているが、ある県外の市で開催される講習会において、申込み人数が定員を超えたため抽選が実施された。このことが、条例で義務付けされている「屋外広告業者による業務主任者の専任」が不現実になる要因になっている。 | 担当課に調査を指示したところ、開催市において受講申込み者数が定員を超えたため抽選が実施された事実を確認した。担当課からは、受講希望者がもれなく受講できるよう今秋開催する自治体に対して、定員枠の拡大や、今回受講できなかった方が優先的に受講ができるよう、申し入れを実施するとの回答を得た。 |

通報内容を分類すると次のようになります。

|                          |       |
|--------------------------|-------|
| (1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの | 0     |
| (2)県の行政事務処理、その他に関するもの    | 3 ①②③ |

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

|                                    |      |
|------------------------------------|------|
| (1)調査の結果、是正の必要がないもの                | 0    |
| (うち通報内容が事実とは認められないもの)              | 0    |
| (うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)  | 0    |
| (うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)         | 0    |
| (うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの) | 0    |
| (2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの       | 1 ③  |
| (3)調査を継続中としたもの                     | 0    |
| (4)不受理としたもの                        | 2 ①② |

#### 3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(4月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、今回発表できるものではありません。

## (教育委員会)

### 1 教育委員会の通報の件数

#### (1)通報者別

| 通報者 | 件数(件) |
|-----|-------|
| 県民等 | 0     |
| 匿名  | 2     |
| 職員等 | 0     |
| 計   | 2     |

#### (2)通報方法別

| 通報者    | 件数(件) |
|--------|-------|
| 電子メール  | 1     |
| 郵便・FAX | 1     |
| 面談     | 0     |
| 電話     | 0     |
| 計      | 2     |

### 2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

| 通報内容   | 処理状況   |
|--|--|
| ① ある中学校教員が、生徒及び保護者に対して粗暴な言動をしている。                              | 当該校の設置者である市町村教育委員会の権限に属するため、当該教育委員会に回付し、調査対応させた。 |
| ② ある中学校教員が、女子生徒の肩を長時間掴んだり、その女子生徒だけを下の名前で呼名したりするなど、不適切な対応をしている。 | 当該校の設置者である市町村教育委員会の権限に属するため、当該教育委員会に回付し、調査対応させた。 |

通報内容を分類すると次のようになります。

|                          |   |    |
|--------------------------|---|----|
| (1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの | 2 | ①② |
| (2)県の行政事務処理、その他に関するもの    | 0 |    |

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

|                                    |   |    |
|------------------------------------|---|----|
| (1)調査の結果、是正の必要がないもの                | 0 |    |
| (うち通報内容が事実とは認められないもの)              | 0 |    |
| (うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)  | 0 |    |
| (うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)         | 0 |    |
| (うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの) | 0 |    |
| (2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの       | 0 |    |
| (3)調査を継続中としたもの                     | 0 |    |
| (4)不受理としたもの                        | 2 | ①② |

### 3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(4月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。